

大和市告示第21号

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年2月7日

大和市長 古谷田 力

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市人権指針（以下「指針」という。）の改定について検討を行うため、大和市人権指針改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、指針の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 人権問題について知識及び経験を有する者
- (2) 人権問題に関する機関又は団体の代表者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から指針の改定が完了する日までの期間とする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くこ

とができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に該当するおそれがあると認める情報に関して調査検討するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、人権問題主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。